

所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。)が二人以上であること(当該適用年度前の各事業年度のうち当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のいずれかにおいて当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと(当該各事業年度のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。)につき政令で定めるところにより證明がされたことを含む。)。

口省略

2 青色申告書を提出する法人で認定事業者であるもののうち、前項の規定の適用を受ける又は受けたもの(前条第一項の規定(同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。)又は前条第二項の規定の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの(以下この項において「要件適格法人」という。)を含む。)が、その適用を受ける事業年度(要件適格法人にあつては、同条第一項の規定又は同条第二項の規定を受ける事業年度(要件適格法人にあつては、同条第一項の規定又は同条第二項の規定を受ける事業年度)以後の各適用年度(当該法人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。)において、前項第一号口に掲げる要件を満たす場合には、当該法人の当該適用年度に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、三十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額(当該計画の認定。以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、

口同上

2 青色申告書を提出する法人で認定事業者であるもののうち、前項の規定の適用を受ける又は受けたもの(前条第一項の規定(同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。)又は前条第二項の規定の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの(以下この項において「要件適格法人」という。)及び第六十八条の十五第一項の規定(同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。)若しくは第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項の規定の適用を受けたもの(以下この項において「要件適格連結法人」という。)を含む。)が、その適用を受ける事業年度(要件適格法人にあつては前条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受けた連結事業年度終了日の翌日以後に開始する事業年度とする。)以後の各適用年度(当該法人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた日以後に終了する事

所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。)が二人以上であること(当該適用年度前の各事業年度のうち当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度(同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度)のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が二人以上であつたこと(当該各事業年度のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。)につき政令で定めるところにより證明がされたことを含む。)。

当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3・4 省略

5| 3
通算法人の適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度について、以下この項において同じ。）に係る第一項及び第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項第二号イに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ 三十万円に当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（第一項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に、特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び当該適用年度終了の日ににおいて当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（認定事業者であるものに限る。）の同日に終了する適用年度（同項第一号に掲げる要件を満たす適用年度に限る。ロ及び次号において「他の適用年度」という。）の特定新規雇用者基礎合計数」という。）のうちに占める当該適用年度及び

3・4 同上

業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）以後の事業年度を除く。）において、前項第一号ロに掲げる要件を満たす場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から、四十円に当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、三十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の基準雇用者数の合計（以下この号及び次号口(1)において「基準雇用者合計数」という。）の割合（当該特定新規雇用者基礎合計数が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

口二十万円に当該適用年度の移転型特定新規雇用者基礎数（特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数（第一項第二号イに規定する移転型特定新規雇用者数をいう。口において同じ。）に達するまでの数をいう。）を乗じて計算した金額に、移転型特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数の合計のうちに占める基準雇用者合計数の割合（当該合計が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

二第一項第二号口に掲げる金額は、同号口に掲げる金額にイに掲げる数のうち口に掲げる数の占める割合（イに掲げる数が零である場合及び口に掲げる数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）を乗じて計算した金額とする。

イ当該適用年度及び他の適用年度の第一項第二号口に規定する地方事業所基準雇用者数から同号口の新規雇用者総数を控除した数（移転型非新規基準雇用者数（同号口に規定する移転型非新規基準雇用者数をいう。イにおいて同じ。）が零を超える場合には、当該控除了した数（口(1)において「非新規基準雇用者数」という。）のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数（口(2)において「対象移転型非新規基準雇用者数」という。）を加算した数）の合計口次に掲げる数の合計

(1)当該適用年度及び他の適用年度の非新規基準雇用者数の合計（当該合計が基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除了した数（(1)及び(2)において「対象非新規基準雇用者上限数」という。）を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）

(2)当該適用年度及び他の適用年度の対象移転型非新規基準雇用者

数の合計（当該合計が対象非新規基準雇用者上限数を超える場合には、当該対象非新規基準雇用者上限数）

三 通算法人の第二項の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいづれかの他の通算法人の同日に終了する事業年度が当該いづれかの他の通算法人の同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度である場合には、当該適用年度については、同項の規定は、適用しない。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一九 省略

十 地方事業所特別基準雇用者数 適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた法人の当該適用年度及び当該適用年度前の各事業年度のうち、当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度の当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

7|7

省略

第一項及び第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「対象年度」という。）及び当該対象年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において、これらの規定に規定する法人に離職者（当該法人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職をいう。）をしたものという。以下この項において同じ。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（当該法人が通算法人である場合における当該法人の対象年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了

5 同上

一九 同上

十 地方事業所特別基準雇用者数 適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた法人の当該適用年度及び当該適用年度前の各事業年度のうち、当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）の当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

7|6

同上

第一項及び第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度及び当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において、これらの規定に規定する法人に離職者（当該法人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものという。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

するものに限る。）にあつては、当該対象年度終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及び当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

10| 9| 省略

11| 第四項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物くは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における当該法人の基準雇用者数の計算、第六項第一号に規定する二年を経過する日を含む適用年度が一年に満たない場合における第三項に規定する除して計算した金額の計算その他第一項から第三項まで及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

11| 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の二

青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に対し当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含

9| 8| 同上

10| 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における当該法人の基準雇用者数の計算、第五項第一号に規定する二年を経過する日を含む適用年度が一年に満たない場合における第三項に規定する除して計算した金額の計算その他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10| 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の二

青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に対し当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含

及び第二項の規定、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項及び
次条第五項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これら
の規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五の四第二項又
は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の
額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額
を加算した金額とする。

10| 9| 8| 7| 6|
同 同 同 同 上

第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規
定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
省 省 省 省 省
省 略 略 略 略

10| 9| 8| 7| 6| 5|

省 省 省 省 省
省 略 略 略 略

11| 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条の規定の
適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「

租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業者等が經營
改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と、「
これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項

「とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とする。
12| 第四十二条の六第十二項の規定は、第五項の規定の適用がある場合に
ついて準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」と
あるのは、「及び第四十二条の十二の三第五項」と読み替えるものとす
る。

13| 第六項から前項までに定めるもののほか、第五項の規定の適用がある
場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の
特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に關する事項その他第一
項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は
法人税額の特別控除)

第四十二条の十二の四 省 略

2 4

省 略

(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は
法人税額の特別控除)

第四十二条の十二の四 同 上

2 4

同 上

5| 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の

		10 9 8 7 6 5									
		省	省	省	省	省	省	省	省	省	省
		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
		第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。									
13	12	10 9 8 7 6	同	同	同	同	上	上	上	上	上
		第五項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項」とする。									
		第四十二条の六第十二項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四第五項」と読み替えるものとする。									
		第六項から前項までに定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一									

(給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除)

卷之三

第四十二条の十二の五省略

第四十二条の十二の五 同上

2 省略

3 2
同 同
上 上

卷之二十一

一八省略

九、當期償却費總額

九 当期償却費総額 法人がその有する減価償却資産につき適用年度におひてその償却費として損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号

又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該適用年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額をいう。

四
三
七
省
略

4
5
7
同
上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第四十一条の十三 法人が一の事業年度において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定（第四号に掲げる規定を除く。）による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の百分の九十に相当する金額（第四号に掲げる規定の適用を受けようとする場合には、当該調整前法人税額から同号に定める金額を控除した金額の百分の九十に相当する金額）を超

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

九 当期償却費総額 法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該適用年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額をいう。

項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、その超える部分の金額（以下この条において「調整前法人税額超過額」という。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除しない。この場合において、当該調整前法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一〇三 省略

四 第四十二条の四第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 同条第十三項に規定する計算した金額に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十九	八	七	六	五
省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十二の三第三項又は第四十二条の十二の四第三項の規定その他これらに類する法人税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定をいう。次項及び第五項において同じ。）を適用したならば、各事業年度の所得に対する調整

前法人税額から控除しない。この場合において、当該調整前法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一〇三 同上

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十九	八	七	六	五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十二の三第三項又は第四十二条の十二の四第三項の規定その他これらに類する法人税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定をいう。次項及び第五項において同じ。）を適用したならば、各事業年度の所得に対する調整

前法人税額から控除することができる最終の事業年度終了の日までの期間をいう。

3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項及び

次項において「超過事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第四十二条の六第四項、第四十二条の九第三項、第四十二条の十二の三第四項又は第四十二条の十二の四第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に限り繰越税額控除に関する規定を適用する。

前法人税額から控除することができる最終の事業年度終了の日までの期間をいう。

3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項及び

第五項において「超過事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第四十二条の六第四項、第四十二条の九第三項、第四十二条の十二の三第四項又は第四十二条の十二の四第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、第六十八条の十五の八第一項の規定の適用を受けた法

人の同条第三項に規定する超過連結事業年度（次項において「超過連結事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）において、第六十八条の十五の八第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（当該法人に帰せられる金額に限る。）について準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、超過事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三

十一号に規定する確定申告書に調整前法人税額超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる調整前法人

税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

8|7|6|5

省 省 省 省
略 略 略 略

第四項及び前項に定めるもののほか、第一項各号に定める金額に係る同項に規定する控除可能期間が同一となる場合の調整前法人税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定、第六項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第四十二条の十四 内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時ににおいて、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超えた場合に限り、適用する。

9|8|7|6

同 同 同 上
上 上 上 上

第五項及び前項に定めるもののほか、第一項各号に定める金額に係る同項に規定する控除可能期間が同一となる場合の調整前法人税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定、第六項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第四項まで、第六項又は第七項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

定申告書に当該明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる調整前法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

る場合（その超える部分の金額（第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（第一号イにおいて「期限後欠損金額」という。）がある場合（第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該各号に定める金額の合計額（以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該調整事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該要加算調整額を加算した金額とする。

一 第四十二条の九第二項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を、当該控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度において第四項の規定により加算された金額がある場合にはその加算された金額に相当する金額を、それぞれ控除した金額）

イ 他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人

税の額（以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。）

の百分の二十に相当する金額が一号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。口において同じ。）から一号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（口に掲げる場合に該当する場合を除く。）その超える部分の金額のうち一号控除済額（当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。口において同じ。）に達するまでの金額

口 一号控除上限額が一号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二 第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第一項の規定又は同条第二項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が二号控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額をいう。口において同じ。）から二号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の十一の三第二項に規定する税額控除限度額又は第四十二条の十二第一項に規定する税額控除限度額と同条第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（口に掲げる場合に該当する場合を除く。）その超える部分の金額のうち第二号控除済額（当該内国法人の二号控除限度額のうち第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項の規定及び同条第二項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の

額から控除された金額をいう。口において同じ。)に達するまでの金額

口二号控除上限額が二号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

三 第四十二条の十二の二第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となつた次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額が三号控除上限額(当該内国法人の当該適用事業年度の第四十二条の二第一項に規定する百分の五に相当する金額をいう。口において同じ。)から三号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の同項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(口に掲げる場合に該当する場合を除く。)

その超える部分の金額のうち三号控除済額(当該内国法人の三号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。口において同じ。)に達するまでの金額

口三号控除上限額が三号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の五に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

2 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号イに規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額(当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当

3 | 該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

4 | 第一項の場合において、同項に規定する適用事業年度について法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度に係る第一項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用しない。

5 | 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において同じ。）について、法人税法第六十四条の十第五項の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を持った場合において、当該通算法人がその効力を失う日（以下この項において「失効日」という。）前五年以内に開始した各事業年度（当該承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。）において特別税額控除規定（第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項又は第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたときは、当該通算法人の失効日の前日（当該前日が当該通算法人に係る清算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該失効日）を含む事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、特別税額控除規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた場合には、当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額を控除した額）に相当する金額を加算した金額とする。

5 | 第一項又は前項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「第一条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく过大申告の場合等の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八

項」とあるのは、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）」とする。

6 第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項又は第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とし、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第一項又は第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

7 前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（被災代替資産等の特別償却）

第四十三条の三 省略

2 前項に規定する中小企業者等とは、第四十二条の六第一項に規定する中小企業者（第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者（以下この項において「適用除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいづれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）を除く。）又は第四十二条の四第十九項第九号に規定する農業協同組合等をいう。

3 省略

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 省略

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 同上

（被災代替資産等の特別償却）

第四十三条の三 同上

2 前項に規定する中小企業者等とは、第四十二条の六第一項に規定する中小企業者（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等をいう。

3 同上

3 省略

青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定の適用を受けている事業振興機械等の移転を受け、これを当該法人の同項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該産業振興機械等をその用に供していった事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

4・5 省略

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第四十六条の二 省略

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により前項の規定の適用を受けている事業再編促進機械等の移転を受け、これを当該法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該事業再編促進機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該法人の事業再編促進対象事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合は、当該移転の日から供用期間に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

4・5 同上

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第四十六条の二 同上

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）の適用を受けている事業振興機械等（連結法人から引継ぎを受けた場合は、同条第二項に規定する事業振興機械等）の移転を受け、これを当該法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合は、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3 同上

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十三第三

がその用に供している期間とする。

3・4 省略

(特定都市再生建築物の割増償却)

第四十七条 省略

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定の適用を受けている特定都市再生建築物の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該特定都市再生建築物をその用に供していいた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該特定都市再生建築物を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3・4 同上

(特定都市再生建築物の割増償却)

第四十七条 同上

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十五第一項の規定）の適用を受けている特定都市再生建築物（連結法人から引継ぎを受けた場合は、同条第一項に規定する特定都市再生建築物）の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該特定都市再生建築物をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該特定都市再生建築物を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

一項の規定）の適用を受けている事業再編促進機械等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する事業再編促進機械等）の移転を受け、これを当該法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該事業再編促進機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該法人の事業再編促進対象事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、当該移転の日から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間と

(倉庫用建物等の割増償却)

第四十八条 省略

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により前項の規定の適用を受けている倉庫用建物等の移転を受け、これを当該法人の倉庫業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の倉庫業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3・4 省略

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項

、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の五の二第一項若しくは第四十三条から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたものにつき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に

する。

355 同上

(倉庫用建物等の割増償却)

第四十八条 同上

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)により前項の規定(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日(適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合(以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。)には、第六十八条の三十六第一項の規定)の適用を受けている倉庫用建物等(連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等)の移転を受け、これを当該法人の倉庫業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の倉庫業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間(連結法人から引継ぎを受けた場合は、同条第一項に規定する供用期間)の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3・4 同上

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項

、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の五の二第一項若しくは第四十三条から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたものにつき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に

次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項